

核兵器禁止条約(TPNW) 第3回締約国会合(3MSP)報告

核フォーラム

2025年3月20日

山田寿則

(公益財団法人政治経済研究所主任研究員／明治大学兼任講師)

TPNW3MSPの概要

2025年3月3日～7日、国連本部(ニューヨーク)にて開催

議長国: カザフスタン

締約国: 56 (1MSP: 49、2MSP: 59)

- Antigua and Barbuda, Austria, Botswana, Cabo Verde, Cambodia, Chile, Congo, Costa Rica, Côte d'Ivoire, Cuba, Democratic Republic of the Congo, Ecuador, El Salvador, Fiji, Gambia, Guatemala, Guyana, Holy See, Honduras, Indonesia, Ireland, Jamaica, Kazakhstan, Kiribati, Lao People's Democratic Republic, Lesotho, Malawi, Malaysia, Maldives, Malta, Mexico, Mongolia, New Zealand, Nicaragua, Nigeria, Panama, Peru, Philippines, Saint Kitts and Nevis, Saint Lucia, Samoa, San Marino, Seychelles, Sierra Leone, Solomon Islands, South Africa, Sri Lanka, State of Palestine, Thailand, Timor-Leste, Trinidad and Tobago, Tuvalu, Uruguay, Venezuela (Bolivarian Republic of) and Viet Nam. パラグアイが追加された。

オブザーバー国: 31 (1MSP: 34、2MSP: 35)

- Algeria, Angola, Australia, Azerbaijan, Barbados, Brazil, Brunei Darussalam, Burkina Faso, Djibouti, Egypt, Equatorial Guinea, Gabon, Ghana, Iraq, Libya, Liechtenstein, Marshall Islands, Micronesia, Morocco, Mozambique, Myanmar, Nepal, Saudi Arabia, Senegal, Singapore, Switzerland, Togo, Tunisia, Yemen, Zambia and Zimbabwe. 下線は署名国(16カ国)

国際組織: 10 (1MSP: 14、2MSP: 9)

- the United Nations, the United Nations Institute for Disarmament Research, the Food and Agriculture Organization of the United Nations, the International Atomic Energy Agency, the Provisional Technical Secretariat of the Preparatory Commission for the Comprehensive Nuclear-Test-Ban Treaty Organization, the International Committee of the Red Cross, the Agency for the Prohibition of Nuclear Weapons in Latin America, Africa and the Caribbean, the African Commission on Nuclear Energy, Central Asian Nuclear-Weapon-Free Zone Treaty and the International Campaign to Abolish Nuclear Weapons

NGO: 163 (1MSP: 85、2MSP: 122)

成果

- 宣言
- 決定1～4
 - 全てコンセンサスで採択
 - 出典: Draft report of the third Meeting of States Parties to the Treaty on the Prohibition of Nuclear Weapons, TPNW/MSP/2025/L.1

提出文書

- 報告書 8本
- 作業文書 6本
- NGO文書 34本
- ノン・ペーパー 1本

(参考)TPNWの法的地位

- 2017年7月7日成立、同年9月20日署名開放、2021年1月22日発効
- 締約国73(加入国4を含む)、署名国94(署名済み未批准国: 25)

決定2 核兵器禁止条約締約国による第1回検討会議

- 第1回検討会議の開催
 - 「この条約の運用及びこの条約の目的の達成についての進展を検討するための第1回の会議」（条約8条4）
- 期日：2026年11月30日から12月4日まで
- 場所：国連本部（ニューヨーク）
- 議長国：南アフリカ
 - 議長は、追って通知。
- 第1回検討会議に関連する他のすべての組織的事項の検討は会期間で行う。

決定1 条約実施のための会期間の構造

- 従来¹の会期間構造を第1回検討会議まで延長
- 普遍化に関する非公式作業部会の共同議長
 - オーストリア、ニュージーランド、ウルグアイ（前任：南ア、ウルグアイ）
 - マンデート：安全保障上の懸念に関する協議プロセスのコーディネータ報告書（後述）に含まれる勧告を考慮して、条約の普遍化をさらに促進するための成果物を策定するために拡大。
- 被害者援助、環境修復、国際協力および援助に関する非公式作業部会の共同議長
 - カザフスタンとキリバス（第1回からの継続）
- 第4条の実施に関する非公式作業部会の共同議長
 - マレーシア、フィリピン（前任：マレーシア、ニュージーランド）
 - 「特に、権限のある国際的な当局の将来の指定に関連する作業」と言及
- ジェンダー・フォーカル・ポイント
 - マルタ（前任：メキシコ）
- 核軍縮・不拡散体制との条約の補完性に関する非公式ファシリテータ
 - アイルランドとタイ（前任から継続）
- 上記の他に、従前通り、調整委員会、科学諮問グループ（SAG）がある。加えてSAGの任務更新の検討プロセスのコーディネーターが新設（決定4参照）

決定3 核使用と核実験の結末に由来する被害者の援助と環境の修復のための国際信託基金

- 非公式作業部会でのさらなる集中的審議
 - 共同議長報告書(後述)とその指導原則の考慮
 - 「実現可能、効果的かつ持続可能な」国際信託基金
 - 基金設置の指針、技術的規定、付託条件について
- 報告書の提出
 - 期限: 第1回検討会議の4ヶ月前(2026年7月下旬予想)
 - 内容: 信託基金のありうべき指針、技術的規定及び/又は付託条件に関する締約国の検討への勧告
 - 基金を第1回検討会議で設立することを念頭に
 - 締約国間の広範かつ包摂的な協議を経た後に、関連する利害関係者の貢献を得た上で
- 柔軟性の確保と進展の促進
 - 条約第6条および第7条の義務とウィーン行動計画の行動19~32の実施につき
 - その他の実現可能なメカニズムの中において、基金の実現可能性を検討

決定4 科学諮問グループの任務および付託条件の更新に関する検討プロセス

- 第1回検討会議までの協議プロセスを新設
- SAGの任務と付託条件の更新に関する勧告を検討
- 締約国、署名国、SAGその他利害関係者が議論に参加
- コーディネータ: メキシコ
 - 作業文書4 (TPNW/MSP/2025/WP.4)
 - 締約国が核不拡散条約[ママ]の実施に引き続き取り組む中、この取り組みを支援する最新の科学および技術的専門知識に対する需要が高まっている。科学諮問グループは、条約の実施機関に専門的で科学に基づいたアドバイスを提供するという重要な役割を果たしている。世界的な核軍縮の取り組みが複雑化している中、新たな課題に対処し、条約の目標の達成に貢献するために、グループの適切な位置付けを確保することが極めて重要である。パラ4
 - 決定草案を提示

核兵器禁止条約第3回締約国会合宣言案：世界情勢が不安定化する中、核兵器のない世界へのコミットメントを強化する

- 2025年3月7日、TPNW3MSPでコンセンサス採択
- TPNW/MSP/2025/CRP.4(宣言案)
 - [https://docs-library.unoda.org/Treaty_on_the_Prohibition_of_Nuclear_Weapons_-_ThirdMeeting_of_States_Parties_\(2025\)/TPNW_MSP_2025_CRP.4_Draft_political_declaration.pdf](https://docs-library.unoda.org/Treaty_on_the_Prohibition_of_Nuclear_Weapons_-_ThirdMeeting_of_States_Parties_(2025)/TPNW_MSP_2025_CRP.4_Draft_political_declaration.pdf)
- 日本語訳
 - [第7号 締約国会議閉幕：次のステップへ\(2025年3月7日\)\(RECNA TPNWブログ\)](#)に掲載

タイムテーブル

3月3日

- ハイレベルセッション
- (非公式協議)
- テーマ別討論「核紛争が人類にもたらすリスクとその壊滅的な人道上の帰結」
 - 第1パネル: 核戦争防止努力の動員—国際法とグローバルコンセンサスの成長
 - Danielle McLaughlin, Horizon2045 - moderator
 - Eirini Giorgou, International Committee of the Red Cross
 - Gaukhar Mukhatzhanova, Vienna Center for Disarmament and Non-Proliferation
 - John Burroughs, Lawyers Committee on Nuclear Policy
 - Charles Moxley, Fordham University

3月4日

- テーマ別討論(続き)
 - 第2パネル: 核戦争の真のコスト—知っていること知らないこととの理解と「限定核戦争」という誤謬への対抗
 - Melissa Parke, International Campaign to Abolish Nuclear Weapons
 - Dr. Nick Ritchie, University of York
 - Annie Jacobson, author of Nuclear War
 - Edwick Madzimore, WILPF Zimbabwe
 - Dr. Zia Mian, Princeton University
- 一般討論
 - 54カ国、2機関、9団体がステートメント(両日で)

3月5日(続き)

- 一般討論
- 2条(申告)
- 普遍性(12条)

3月6日

- 核兵器の廃絶に向けて(4条)
- 被害者援助・環境修復(6条7条)
- 国内的实施(5条)
- 科学・技術的助言(SAG)
- 会期間構造
- ジェンダー

3月7日

- 補完性
- 安全保障上の懸念協議プロセス
- 信任状
- 検討会議の準備
- その他の事項
- 最終文書の検討
 - 宣言、決定、最終文書の採択

被害者援助・環境修復 (共同議長報告書TPNW/MSP/2025/4)

- 基金設置の必要性
 - 核使用・実験により影響を受けている多くの地域社会はその被害に苦しんでいる
- 基金に期待される役割
 - 調査を含めた被害者に対する人道的援助の提供
 - 環境汚染の評価・対処についての援助
 - 締約国による6条・7条義務の履行の援助
 - TPNW普遍化の促進
- 基金の基本的な側面について、見解の相違がある
 - 被害地域社会等の関与のあり方
 - 非締約国や他のアクターからの拠出を認めるか
- 基金に関する指導原則
 - (a) 被害者のニーズと優先順位に応じるべきこと(需要主導性)
 - (b) 拠出の任意性
 - (c) 包摂性とパートナーシップ
 - (d) 基金の活動は締約国に対して説明責任を負い、透明であること
 - (e) 条約目標への誠実性:核兵器製造・開発団体からの拠出の除外
 - (f) 持続可能性
 - この他、ジェンダーの視点などへの言及
- 決定案を勧告
 - 次回の検討会議までに議論を進め、可能であれば国際信託基金を設置することを目的とした報告書を同会議に提出すること等

被害者援助・環境修復（会議での議論から）

- ・ カザフスタン（共同議長）
 - ・ 問題の緊急性を考えると、信託基金の設立は、世界的なニーズ評価の完了に依存する必要はない。7条4に言及した上で、基金は7条の責任を果たすことに役立つ。基金の設立は条約普遍化に役立つ。
- ・ キリバス（共同議長）
 - ・ 多くの被害共同体や市民社会は、すべての関係者から拠出を受けるべきと。
- ・ 南ア
 - ・ 制度化されたメカニズムまたは構造の設立を検討するのが適切である。こうすることで、条約の人道的目標を推進する。重要なのは、それを正しく行う必要があるということ。
- ・ パチカン
 - ・ 非締約国からも拠出を。配分は締約国が。
- ・ フィジー
 - ・ 気候変動の影響からすれば、被害者補償と並んで放射線防護の必要性も。
 - ・ 基金はまず設立が重要で、問題点は見直すことができる。
- ・ コスタリカ
 - ・ 人権条約との補完性に注目。6条7条実施のさらなる協議を。
- ・ アイルランド
 - ・ 共同議長報告書を歓迎。軍縮・不拡散枠組みが被害者や影響を受けるコミュニティと直接関わることで学び、取り組む重要な機会
- ・ メキシコ
 - ・ 基金実現のために柔軟な対応を
- ・ スイス
 - ・ 人道的影響の問題をすべての関係者を結集できる作業分野として引き続き検討。長期にわたって十分かつ持続可能な資源を確保できれば、信託基金に価値がある。条約加盟国以外の国々も含め、幅広い支援が受けられるような形で信託基金を構成する必要。信託基金が、寄付者と、その活動で求められる意見の両方の点で、包摂性を可能にする形で構成されることを改めて希望。
- ・ オーストリア
 - ・ 放射線の長期的影響をよく理解すべき。国家計画の策定を。ニーズ評価が重要。国内連絡窓口の指定の進捗を。
- ・ タイ
 - ・ 基金による調査の重要性
- ・ NZ
 - ・ 気候変動が現在、多くの実験関連施設の健全性に存立のリスク。緊急の対応と対策が必要
- ・ インドネシア
 - ・ 信託基金への資金提供元が核武装国または核兵器産業と関係のある団体である場合の議論において、条約の完全性を維持することの重要性を強調します。私たちの見解では、資金メカニズムを含むメカニズムは、この軍縮の目的を損なうのではなく、強化するもの
- ・ チリ
 - ・ 会期間で基金の議論に貢献する準備。
- ・ カザフ
 - ・ 信託基金の持続可能性、透明性、包括性を重視。問題の緊急性を理解。
- ・ キリバス
 - ・ 締約国とともに、第1回検討会議までに国際信託基金を設立したい
- ・ OPANAL（一般討論）
 - ・ 核の正義は、核実験の影響を受けた地域社会の健康問題が真剣に受け止められ、あらゆる環境被害が認識されるようにするための有望な政策アプローチ。核の正義実現で、核実験に関する歴史的および科学的データへのアクセスの剥奪が是正され、国家による復興および修復努力の効果的な実施が強化される。
- ・ マーシャル（一般討論）
 - ・ 実験ホスト国等と協力し、条約改正案の採択を目指す。責任は、実験を強いられた者ではなく、実験を行った者に。マーシャル諸島が条約加盟するのであれば、第6条は責任の所在をより適切に反映し、被害者援助に関する最近の国連総会決議をより適切に反映する必要がある。
- ・ このほかこのアジェンダで発言した団体
 - ・ ICRC、ICAN、韓国原爆被害者協会、LABRATS、国際人権クリニック、被害地域社会のグループ、ICANオーストラリア。
- ・ この問題に関するNGO文書は、16/34本

「宣言」の関連部分

15. われらは、**すべての国家が**、核軍縮を達成し、あらゆる側面における核兵器の拡散を防止し、核兵器の使用または使用の威嚇を防止し、そして、国際法および二国間協定に基づくそれぞれの義務に従って、核武装国による過去の使用および実験により生じた**被害者の援助、被害の是正ならびに環境破壊の修復を援助する責任を共有している**ことを再確認する。

16. われら、TPNW締約国は、広島と長崎の人々(被爆者)および核実験にさらされた世界中の多数の地域社会が経験している、核兵器の使用と実験による被害者の甚大な人間の苦しみと重大な被害を認識している。

17. われらは、TPNWの長期にわたる支援者であり提唱者である日本被団協が、核兵器のない世界を実現するためのその努力と、二度と核兵器が使われてはならないことを証言によって示してきたことが評価され、2024年のノーベル平和賞を受賞したことを祝福する。

18. 2,000回を超える核爆発実験が世界中で実施され、21世紀に入ってからも継続している。われらは、**核兵器の使用と実験の結末が、国境を越え、環境を汚染していること、社会経済の発展を妨げ、食料安全保障を脅かし、現在および将来の世代の健康を損ない続けている**ことを認識している。TPNWの多数の締約国を含む、数百回の核実験の被害に苦しんでいる人々の経験は、放射線の健康と環境に及ぼす影響が長期間にわたって有害であることを如実に示している。

19. われらは、**核実験禁止の国際的なタブーを損なうようなレトリックや行動を、核抑止という誤った考えを補強する手段となるものを含め、非難する**。われらは、いかなる理由があろうとも、またいかなる口実があろうとも、核実験を再開してはならないという確信を強調し、再確認する。それゆえ、すべての国に対し、核兵器実験を禁止する国際的な規範を維持し、核実験という恐ろしい負の遺産を歴史に葬り去るよう強く要請する。

20. われらは、核兵器の使用および実験による被害に対処すること
に引き続き取り組む。その中には、TPNWの積極的義務(第6条および第7条)を通じた取り組みも含まれる。われらは、これらの規定を運用するために締約国がとった措置を称賛し、核兵器の使用および実験により被害を受けた人々を支援するために必要な資源を配分するメカニズムを確立する必要性を認識する。核兵器の使用や実験から数十年が経過した今もなお、影響を受けた多くの地域が援助や環境修復を待ち続けていることは容認できるものではない。われらは、TPNW締約国として、とりわけ、**他の可能なメカニズムのなかでも、被害者援助および環境修復のための、実行可能で効果的かつ持続可能な国際信託基金の設立の可能性や実現性に関する議論などを通じて、この条約の積極的義務の実施を推進することで、自らの役割を果たしつつある**。

21. **包括的核実験禁止条約(CTBT)の発効**は不可欠であり、長らく遅れている。同条約は、TPNW第1条に含まれる核兵器実験の禁止を補完するものとなる。さらなる先延ばしは容認できないため、われらは、附属書2に記載されたすべての国に対して、これ以上の遅滞もなく、前提条件もその他の制約もなく、同条約に署名し批准するよう呼びかける。われらは、CTBTに署名も批准もしていない、あるいは署名はしているが批准していないすべての国、特に条約の発効に必要な批准を行っていない国に対し、遅滞なく署名し批准するよう強く要請する。われらは、同条約の新たな批准を歓迎し、包括的核実験禁止機関(CTBTO)[準備委員会]の貴重な取り組みと、CTBTの普遍化に向けた努力への積極的な貢献に感謝の意を表する。

40. ... われらの目の前にある諸課題は、われらがすべての国をこの条約に参加させ、すべての核弾頭を解体し、**影響を受けたすべてのコミュニティに正義をもたらす**、核兵器の時代を永遠に終わらせるといふ前進を遂げるにつれ、克服できるし、克服するだろう。11

安全保障上の懸念 (コーディネータ報告書TPNW/MSP/2025/7)

- 要約(Executive Summary)から抜粋
- 核兵器の脅威を排除することによりこの脅威に対応することは、すべての政府にとって主要な責任であり、正当な懸念であり、国家の安全保障上の利益の完全に「現実的な」追求である。
- 核兵器の使用は、いかなる場合も人道上および安全保障上の壊滅的な結果をもたらす。
- 核兵器が、それを保有または依存する国に安全と安定を提供する「不可欠な」手段としての役割を担っていることは、核兵器禁止条約(TPNW)締約国の安全に対する直接的かつ重大な脅威であり、現在この脅威は高まっており、核兵器が安全保障上不可欠だという主張は、核拡散を誘発し、世界的な不拡散体制を弱体化させ、安全上のリスクをさらに高めている。
- 核抑止は失敗する可能性があり、核武装国がエスカレーションを制御し、誤算や事故を回避する能力は不確実で、核抑止力が大規模戦争・核紛争を防いできたことを決定的に証明することも不可能である。これからも核抑止が想定通りに機能する確実性はない。
- 核抑止は核使用の威嚇に依存しており、TPNW締約国にとってはこのリスクと帰結は同じである。核武装国のリスク削減措置は核抑止の改良に重点があるだけである。不安定化する世界の安全保障環境では、核抑止からのパラダイムシフトが緊急に必要である。
- 核抑止と核使用シナリオは抽象的であり、法的評価を含め現実の影響を具体的にどの程度考慮しているかの情報はほとんど明らかでない。核武装国は、人道上・環境上の影響に関して不透明で、認識できていない。
- 核兵器政策の決定は科学的事実に基づくべきであり、新たな研究によれば、核兵器のリスクは、これまで知られているよりも深刻である。
- TPNW締約国はNPT等と共に、すべてにとって安全の損なわれない核兵器のない世界という目標を共有している。だが、危険で投機的な核抑止システムへの永続的な依存によって、TPNW締約国の安全は積極的に損なわれており、これは、すべての国に正当性も公正さもなかりリスクをおわしめるものであり、人類の未来を脅かしている。

同前

勧告

A. 情報戦略

- (a) メッセージを明確化し強化する
- (b) 成功事例を周知する
- (c) 啓発と市民への関与を拡大する

B. 関与するための組織と場

- (a) 専門機関を活用する
- (b) 国連安全保障理事会／総会の行動を提唱する
- (c) 多国間および地域フォーラムに参加する

C. 核兵器依存国への関与

- (a) 透明性に関する共同情報要請を展開する
- (b) リスク低減に関する議論への共同アプローチを開発する

D. 追加研究に値する分野についての勧告

- (a) (さらなる) 研究を奨励し、資金を配分する

安全保障上の懸念（会議での議論から）

- オーストリア
 - コンセンサスレポートではない。
 - 会期間で勧告を運用化。この報告には**事実に基づく正当な懸念があり、敵対的ではない。有意義な対話**が続くことが期待される基礎。安全保障の懸念は、**明確に、説得力を持って、簡単に見逃すことも、簡単に却下することもできない方法で表明**。これはTPNWへの加盟に向けた各国の関与の提案となる。
- エジプト
 - このプロセスに大きな関心。
 - 核兵器の**人道的・環境的影響に関する科学的証拠が増え、それがより信頼性が高く、広範囲に及ぶほど、核兵器保有国の一部が抑止のアプローチにさらに深く没頭し、従来の方法で自国の安全保障を理解し特定するという罫に陥るとい**う逆相関関係を**非常に懸念**。科学的証拠を使って、この考え方の**パラダイムシフトを主張し続けることが可能か？**
- 南ア、キューバ、マレーシア、チリ、アイルランド、エルサルバドル、メキシコ、タイ、ペルーが発言、支持。

「宣言」関連部分

8. このような世界的な動向は、われらの共同の対応を求めている。この不安定な環境において、非核武装国の大多数は、隔たりを埋め、外交を促進し、多国間主義を強化する上で、ますます重要な役割を果たすようになっている。TPNWの擁護者および担い手として、その締約国は、核兵器による生存に対する脅威を除去するべく、国際社会が団結して行動するよう絶え間なく努力し、この条約が核軍縮の推進に不可欠な要素であり続けるよう取り組んでいる。

11. われらは、科学諮問グループ(SAG)による重要な貢献を歓迎する。同グループは、証拠に基づく知見を強化し、より広範な科学界とのネットワークを構築し維持することで、条約の認知度を高め、その普遍化を促進する上で重要な役割を果たしている。

13. われらは、国境を越え、人類の生存と福祉に深刻な影響を及ぼし、生命に対する権利と両立しない、核兵器による人道上および環境上の壊滅的な結末に対する重大な懸念を再確認する。これらの結末は、新たな科学的証拠によって裏付けられている。この研究の蓄積からは、核兵器の影響が、これまで理解されていたよりも深刻で、連鎖的で、長期的で、複雑であることが確認されており、これは、環境、社会経済の持続可能な発展、世界経済、食料安全保障、そして現在と将来の世代の健康に対する長期的な被害を伴う。その中には、核兵器が、女性や少女に対してもたらす(電離放射線に起因するものを含む)、そして乳幼児にもたらす(特に核兵器の影響について脆弱であることに由来する)不均衡な影響も含まれる。

14. われらは、このような壊滅的な結末には十分に対処することができないことを強調する。核兵器の使用を防ぐ唯一の保証は、その完全な廃絶である。核兵器に関連する壊滅的な人道上の結末とリスクは、核軍縮の道徳的および倫理的要請と、核兵器のない世界を達成し維持することの緊急性を下支えするものであり、これらは、条約の成立を促す要因の一つとなり、かつその実施を導くものである。われらの活動は、この諸原則に導かれ、科学的証拠に基づいたものであり、また、そうでなければならぬ。この点において、われらは、国連総会が最近、核戦争の影響に関する独立科学パネルを設立したことを歓迎し、その調査結果を期待している。

24. われらは、核兵器拡散の高まるレトリック、安全保障ドクトリンにおける核抑止への依存の増大、そして現在も続く核兵器の保有などを含む、国際情勢の展開に警鐘を鳴らし続ける。核兵器の保有を恒久化しようとする試みは、核不拡散と核軍縮の進展に悪影響を及ぼす。核抑止は、すべての人々の生存を脅かす核リスクの存在を前提としている。意図的であれ偶発的であれ、核兵器のいかなる使用も壊滅的な人道上の結末をもたらすことになる。

27. われらは、核兵器の使用または使用の威嚇は、国際連合憲章を含む国際法に違反し、容認できないものであり、国際人道法に反するものであることを強調する。われらは、軍縮、不拡散および国際の平和と安全を損なう核の威嚇や、ますます過激化する核のレトリックを断固として非難する。私たちは、明示的か黙示的かを問わず、またいかなる状況下のものであれ、あらゆる核の威嚇を明確に非難する。

28. 核兵器は、核兵器を保有しているか、核抑止に賛成か断固反対かにかかわらず、すべての国の安全保障、ひいては国の存在そのものに対する脅威である。核兵器に内在する危険性と、その国境を越える世界的な結末は、すべての国の安全保障が核兵器によって脅かされていることを明らかにしており、したがって、すべての国は核兵器の完全廃絶を緊急の安全保障上の関心事としている。一部の国が軍事および安全保障の概念、ドクトリン、政策において核兵器に依存し続けることは、世界的な安全保障を損ない、エスカレーションのリスクを高め、核拡散のリスクを増大させる。

29. それゆえわれらは、核兵器に関する限り、核兵器に関するレトリックを通常化しようとする試みや、いわゆる「責任ある」行動の概念を一切受け入れないことを主張する。大量破壊をもたらすという威嚇は、人類全体の正当な安全保障の利益に反する。いかなる国または行為主体も、明示的であれ黙示的であれ、大量破壊兵器によって人類の生存を脅かす権利を有しない。核の威嚇は容認できない。

40. ... われらの目の前にある諸課題は、われらがすべての国をこの条約に参加させ、すべての核弾頭を解体し、影響を受けたすべてのコミュニティに正義をもたらす、核兵器の時代を永遠に終わらせるという前進を遂げるにつれ、克服できるし、克服するだろう。

3MSPの暫定的評価

- 宣言について
 - これまでの基本的構成を踏襲
 - 人道上の結末、核使用リスクの強調
 - 核使用・威嚇・核抑止の非難
 - 核抑止による安全保障パラダイムの批判が随所に
 - 科学的証拠の強調
 - 被害者援助・環境修復の重点化
 - 記述の拡充
 - 核抑止政策の犠牲としての核被害を示唆
 - 対話志向性
 - 汚名化・非正当化への言及が削除
 - 規範論から利益論へのシフト
 - 強行規範(1MSP)
 - 最上位にある国際公益(3MSP)
- 会議について
 - 特定国が主導する様相が明確に
 - SAGの存在感の高まり
- 今後に向けて
 - NPTやUNGAでの取り組みに加えて、他のフォーラムでの活動がどう展開されるか？
 - UNSCや人権機関、環境関連機関など